

壁に貼るか、保存してお使いください

中城村 家庭ごみの正しい分け方・出し方

朝8時までに出してください

守ろう! ごみの出し方三原則 下記のことを守らない場合、収集できません

- きまったごみ** 分別して、決められた方法
- きまった日時** 指定日の朝8時まで
- きまった場所** 一戸建ては**門口** 共同住宅は**管理者指定の場所へ**

ごみの収集について連絡先
中城村役場
 住民生活課 生活環境係
 TEL.895-2132

資源ごみ

※ビン類・ペットボトル類はふたを取り、異物を取って、2~3回洗ってから出しましょう。※資源ごみはそれぞれ分別してから透明袋に入れて出しましょう。

古紙類	古布類	ビン類	缶類	ペットボトル類
それぞれに分類し、ひもで十文字にしばってください。 ダンボール、新聞紙・チラシ類、雑誌、牛乳パック等 ※牛乳パック等は、洗って切り開いてください。 ※古紙類・古布類の場合、雨天時は収集できませんので次回に出してください。	ひもで十文字にしばってください。 着古した衣類、タオル・シーツ ★下着類はもえるごみに出してください。	資源ごみは市販の透明袋 ※中の異物は取り除いてください。 ★割れビン・板ガラスはもえないごみ・危険ごみへ。	資源ごみは市販の透明袋 アルミ缶、スチール缶、缶詰の缶(スチール缶) ※中の異物は取り除いてください。	資源ごみは市販の透明袋 リサイクルできるPETボトルのラベル部分や底には、このマークが入ります。 リサイクルできないPETボトルの種類 再資源化法で材質表示指定を受けているもの ☆飲料用 ☆酒類用 ☆しょうゆ用 (注意)しょうゆ以外の調味料用(ソース等)、食用油、非食品用(洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品等)のボトルはリサイクルの対象外です。

紙は雨の日に出さないで! 紙は濡れるとリサイクルできません。

雑がみ 学校のプリント類、厚紙、封筒、包装紙、ティッシュ箱(ビニール部分をとる)、お菓子の空き箱、紙袋類、ティッシュ箱(ビニール部分をとる)

資源化できないもの 窓(セロハン)のついた封筒、紙コップ等のワックス加工品、ノンカーボン紙、油紙、写真、ビニールコート紙、防水加工紙、カーボン紙、感熱紙(ファックス用紙)

もえるごみ

もえるごみ袋の種類: **大 中 小**

※1世帯あたり3袋程度でお願いします。

週2回 曜日

ごみ袋は必ず口をしばってから出しましょう。

- 木・草** ※長さ50cm、直径8cm以内に揃えて束ね、指定袋に入れる ※3袋まで
- 生ごみ** 野菜くず、茶かす、残飯 など ※生ごみは水きりしましょう!
- プラスチック類** ビニール、発泡スチロール、ビデオテープ、CD・DVD、洗剤等のプラスチックボトル など
- その他** ゴム、皮革類、じゅうたん、紙おむつ、下着、カーテン、毛布 など

※食用油は、新聞紙・布等にしみこませて出してください。
 ★寝具類等(布団・じゅうたん・カーテン)袋に入らないものは**粗大ごみ**になります。また家庭ごみは混ぜると回収できません。

家庭用生ごみ処理機補助金について
 家庭から出る生ごみを自己処理しようとする方に対し、補助金を交付いたします。詳しくは住民生活課までご連絡ください。

もえないごみ・危険ごみ

もえないごみ袋・危険ごみ袋の種類: **中 小 特小**

※1世帯あたり3袋程度でお願いします。

週1回 曜日

もえないごみ袋・危険ごみ袋が統一され、『もえないごみ・危険ごみ袋』になりました。また『旧ごみ袋』についてもご利用できます。

- 小型の電化製品** 小型の電化製品
- 金属類** なべ、やかん、フライパン、金属製の水道、金属製のおもちゃ など
- ガラス・陶器類** ガラスコップ、手鏡、茶碗、皿、花瓶、化粧品容器、土鍋 など
- 傘の骨組み** ※袋から飛び出しても可。
- 危険ごみ** 蛍光灯、マンガン・アルカリ電池、ライター・スプレー缶
- 割れたガラスなど** 割れたコップ、割れた鏡、割れたびん、刃物類 など

※ケガをする恐れのあるもの(割れ物等)は、厚紙でつつんで「割れ物注意」と表示してください。

粗大ごみ

処理券はスーパー・コンビニ等のレジで購入できます

※1回に出せる量は5点までです。処理券を貼り付け出してください。

毎月第 曜日

1個または1束につき処理券1枚をはってください。

中城村 粗大ごみ処理券(大)	中城村 粗大ごみ処理券(小)
600円	300円
重さが10kg以上又は大きさが1m以上のもの	重さが10kg未満かつ大きさが1m未満のもの

粗大ごみとは
 指定ごみ袋に入らない物が「粗大ごみ」となります(一部例外あり)

住民生活課 生活環境係 粗大ごみ担当
 受付電話 (平日 午前8:30~午後5:00) ※正午~午後1:00を除く
 ☎098-895-2132

村では収集しないごみ

- 引っ越し、畳の取り替え、日曜大工によって生じた一時多量ごみ。(直接搬入してください)
- 空き地や墓地等の清掃によって生じたごみ。(直接搬入か自己処理してください)
- 新築、増築、改築等によって生じたごみ。(請け負った事業者へ処理させてください)
- 建築廃材、コンクリート等、法律に定める産業廃棄物。(産業廃棄物処理業者へ)
- 化学薬品、農薬、劇薬、タイヤ、バッテリー等。(販売業者や専門の処理業者へ問い合わせてください)
- 注射針等の医療廃棄物。(注射針等については各医療機関に問い合わせてください)
- 店舗、会社、事業所等の事業活動によって生じたごみ。(村の許可業者と契約し、収集させていただきます)

リサイクル法により定められたもの

過去に購入した小売店または買い替えをする小売店に引き渡してください。(有料)

メーカーへ問い合わせてください。 ※本体またはディスプレイのみの単体でもリサイクルの対象となります。

パソナ 03-5282-7685
 リネットジャパンリサイクル機 0570-085-800

ごみ処理施設に搬入できないごみ

※村では収集・処分できません

買ったところに引き取ってもらうか専門の処理業者に処分させてください。(有料)

産業廃棄物

適正処理困難一般産業廃棄物

●化学薬品 ●染料 ●劇薬 ●農薬 など

●流し台 ●便器 ●洗面台 ●レンジフード ●システムキッチン など

●廃油 ●タイヤ ●バッテリー ●ブロック ●土 ●ガスボンベ ●LP ●オートバイ ●ピアノ

自己搬入

引越しや家の清掃等で多量に出たごみ(草木含む)で、直接持ち込みたい方は、中城村にある中北清掃事務組合(青葉苑/伊舎堂787)に搬入することができます。ただし右記の条件と方法で申し込みが必要になります。

※粗大ごみを直接工場へ搬入する場合は、生活環境係窓口で発行する搬入許可証が必要です。搬入許可証は当日のみ有効。

- ①きちんと分別し、村役場住民生活課へごみを載せて行く
- ②住民生活課にてごみ搬入申請をし、搬入許可証を受け取る
- ③搬入許可証を持って中北清掃事務組合へ搬入する
- ④計量票を受け取り、役場で支払い

搬入後、役場10kgにつき60円の手数料の支払いが必要です

問い合わせ先 住民生活課 生活環境係 ☎098-895-2132

自己搬入の注意

必要に応じて身分証の提示をお願いする場合があります。

- ①一時多量ごみ(引越しや自家の清掃等で出る多量ごみ)は、自分で搬入してください。(業者の搬入は認められません。処理業者へ委託している場合は役場まで同行してください。)
- ②自己搬入の際、搬入許可証が必要ですので事前に問い合わせてください。
- ③木・金・土・日・祝日は搬入できません。
- ④平日の搬入は工場受け入れが午前9:00~11:00、午後1:00~4:00までとなっておりますので、役場には午後3:30までにお越しください。

ごみの収集区域と収集日

自分の地域を確認してから決められた曜日に出してください。
(収集日の朝8時までに門口に出す)

収集区域	もえるごみ	もえないごみ・危険ごみ	資源ごみ
伊集・和宇慶・南浜・北浜	月・木	火	金
津覇・浜	月・木	水	金
奥間・当間・屋宜・添石・県営団地	火・金	月	水
安里	火・金	水	木
伊舎堂・泊・県営第2団地・久場	火・金	木	月
登又・サンヒルズタウン	水・土	木	月
新垣・北上原	水・土	金	木
南上原	水・土	金	火

- 一戸建て世帯は、各家庭の門口で収集します。
- 団地・アパートの場合は敷地内所定の場所で収集します。

粗大ごみ収集区域と収集日

粗大ごみ収集日の前日午後4時までに「住民生活課 生活環境係」に申し込み、
(前日が祝日の場合は、前々日の平日午後4時までに)
収集日の朝8時までに門口か所定の場所に出してください。

収集区域(行政区別)	回収曜日
伊集・和宇慶・南浜・北浜・津覇	第1木曜日
浜・奥間・県営団地・安里・当間	第2木曜日
屋宜・添石・伊舎堂・県営第2団地・泊・久場	第3木曜日
登又・サンヒルズタウン・新垣・北上原・南上原	第4木曜日

粗大ごみ処理券の貼付けを忘れずに。

粗大ごみ処理券は **村内のスーパー・コンビニ** で販売しています。



小 300円/1枚 大 600円/1枚

粗大ごみは毎月上限件数をもうけていますので早めのご予約を。

申し込み先

住民生活課 生活環境係 ☎895-2132

第1木曜日とは、その月で**最初にくる木曜日**のことです。

第2木曜日とは、その月で2回目にくる木曜日のこと。

日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2		
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

上のカレンダーの例では、
7日が**第1木曜日**です。
14日が**第2木曜日**です。
21日が**第3木曜日**です。
28日が**第4木曜日**です。

ごみ収集が休みの日について

- 年始(1月1日~3日)
- こどもの日(5月5日)
- 勤労感謝の日(11月23日)
- 暴風警報発令中の時

ごみ袋の正しい結び方

良い例

両端の取っ手が結ばれています。



悪い例

両端の取っ手が結ばれていません。



生ごみの出し方

生ごみはなるべく濡らさないよう、できるだけ水を絞ってから出すようご協力をお願いします。

※生ごみ処理機を使用して、堆肥化・乾燥化させるのも有効です。



ごみ分別の再チェック

捨てればごみ、活かせば資源

家庭から出されるもえるごみの中に資源化可能な古紙の混入が多く見受けられるようになってきました。古紙は分別すれば資源となり、もえるごみの量も減らせることになります。

ごみの減量化・資源化を促進しましょう。

5R 活動を実践し、循環型社会をめざそう!!

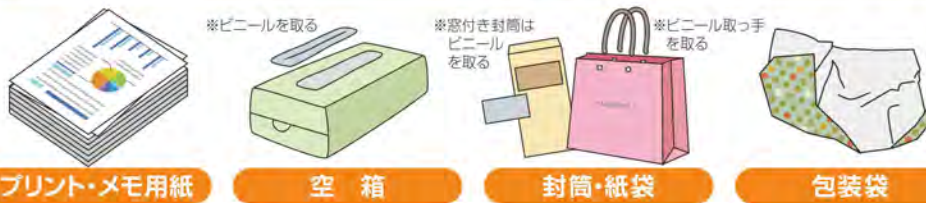
- Refuse (リフーズ)** いらぬものは断る
- Reduce (リデュース)** ごみを減らす
- Reuse (リユース)** 再利用する
- Recycle (リサイクル)** 最後に再資源化する
- Repair (リペア)** 修理する

循環型社会…天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

紙 雑がみは捨てていませんか? 雑がみの例



カレンダー・ポスター



プリント・メモ用紙 空箱 封筒・紙袋 包装袋



冊子類 パンフレット・チラシ ビールやお菓子の包み紙

資源化できない紙類は**もえるごみ**へ

- 紙コップ等のワックス加工品
- 防水加工紙
- 写真 ●カーボン紙
- 感熱紙 など



生ごみ等の自己処理機器の補助金申請について

家庭から出る生ごみを自己処理するために「生ごみ処理機器」を購入する村民に対して、補助を行います。

補助金額

生ごみ処理機	一世帯につき1台 購入額の5/10 (限度額30,000円)
生ごみ処理容器 有用微生物(処理菌)	一世帯につき2基まで 一世帯につき2袋まで 購入額の5/10 (限度額3,000円)

補助対象者

- 村内に住居を有している者
- 自世帯(事業所)の生ごみ等を処理するため、自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理できる者

問い合わせ先 住民生活課 生活環境係 ☎098-895-2132

不法投棄、不法焼却は絶対ダメ!

不法投棄、不法焼却は法律で禁止されています。違反者には**5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金**が科されます。不法投棄、不法焼却は絶対に行わないでください。

充電式電池・ボタン電池は回収BOXへ!! 火災の原因になります

充電式電池

小型充電式電池とは、充電して繰り返し使える電池のことです。身の回りでもたくさん使われています。



※おもちゃや電気製品は電池を外して捨てましょう! ●おもちゃ

ボタン電池

お近くの排出協力店等にある回収箱に入れてください。

一次電池

アルカリ乾電池・マンガン乾電池
「もえないごみ・危険ごみ」の日に、透明な袋に小分けして指定袋に入れてください。

住民生活課 生活環境係の窓口でも回収しています。

ごみ分別アプリ

うっかりごみを出したことはありませんか?

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したりごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。「ごみの収集日はいつ?」「段ボールは資源ごみ?」と悩むこともなくなります。各ストアより「さんあ〜る」で検索しダウンロードしてください。右記のQRコードでもダウンロードできます。



地球を守る第一歩 始めようリサイクル

◆分別されていないごみは収集しません◆

ごみの収集について連絡先
中城村役場 住民生活課 生活環境係
TEL.895-2132

